

ICT戦略室発注の業務委託契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込:円)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	平成30年度 基幹系システム統合基盤改修業務	01 情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	22,054,938	平成30年10月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
2	手続のオンライン化に向けた業務改革の取り組み実施の手引作成支援等業務	01 情報処理	アビームコンサルティング株式会社	6,696,000	平成30年11月12日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
3	平成30年度ASP・SaaS型電子申請サービス提供業務	01 情報処理	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	2,498,850	平成30年12月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
4	大阪市オープンデータ基盤改修業務	01 情報処理	ソフトバンク・テクノロジー株式会社	2,771,280	平成30年12月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-

1

特名随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度 基幹系システム統合基盤改修業務

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 特名理由

基幹系システム統合基盤（以下、「統合基盤システム」という。）は平成 27 年 1 月に稼働し、住民基本台帳等事務システムをはじめとする住民情報系基幹システムに各種の共通機能（認証、印刷、連携など）を提供している。

平成 30 年度においては、統合宛名番号管理機能の改善に向けたシステム改修や新元号の制定に伴うシステム改修の影響範囲調査及び改正対応を行う。また、クライアント運用管理ソフトウェア（SKYSEA）についてもバージョンアップ対応を行う。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西は、統合基盤システムの構築業者であることから、当該システムの詳細及び特性について熟知しており、稼働中の統合基盤システムに影響を与えることなく、本業務を遂行できる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

I C T戦略室 活用推進担当（電話 06-6543-7114）

特名随意契約理由書

1 案件名称

手続のオンライン化に向けた業務改革の取り組み実施の手引作成支援等業務

2 契約の相手方

アビームコンサルティング株式会社

3 特名理由

本業務を行うには「大阪市行政手続きオンライン化推進計画」の熟知と、専門的かつ高度な技術知識及び豊富な実務経験を有している必要がある。

アビームコンサルティング株式会社は、平成 29 年度に行った「行政手続きのオンライン化に向けた調査・検討業務」（公募型プロポーザル方式）を受注しており、同計画を熟知し、専門的かつ高度な技術知識及び豊富な実務経験を有する唯一の事業者であるため、同社に特名随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

I C T戦略室企画担当支援グループ（電話 06-6208-7676）

特名随意契約理由書

1 案件名称

平成 30 年度 ASP・SaaS 型電子申請サービス一式提供業務

2 契約の相手方

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西

3 随意契約理由

本業務は、市民等がより便利に多くの申請・届出等手続きを基本的に 24 時間 365 日インターネット経由で行えるよう、民間企業が提供する ASP (Application Service Provider) や SaaS (Software as a Service) を活用し、LGWAN-ASP の高いセキュリティのもと、大阪市電子申請・オンラインアンケートシステム (以下「電子申請システム」) として、サービス提供を行っている。

電子申請システムは、市民等と市政を繋ぐ重要なシステムとして位置づけされており、安定的にサービス提供を行う必要がある。

現行の電子申請システムは平成 27 年 11 月から運用を開始し、平成 30 年 12 月 31 日に契約期限を迎えるが、現在、他都市の動向やマイナポータルとの連携を含め、平成 32 年度に新たな電子申請システムの構築を予定しているため、新電子申請システムが稼働するまでの期間、現行の電子申請システムを利用延長する必要がある。

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西は本業務を遂行できる唯一の業者であり、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当するため、随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

I C T 戦略室活用推進担当 (基盤グループ) (電話番号 06-6543-7123)

特名随意契約理由書

1 案件名称

大阪市オープンデータ基盤改修業務

2 契約相手方

ソフトバンク・テクノロジー株式会社

3 随意契約理由

本業務は、大阪市オープンデータ基盤について、同基盤と大阪市ホームページ CMS との自動連携の解除及び大阪市ホームページ添付ファイルデータベースの構築を行い、機械判読性の高いデータに特化したデータセットの提供及び検索性の向上を図ることにより、オープンデータ利用者の利便性向上に寄与するものであり、システムの内容、運用方法、障害に対応した技術情報等を備えたうえで実施する必要がある。

ソフトバンク・テクノロジー株式会社は、大阪市オープンデータ基盤の構築業者であることから、システムの内容、運用方法、障害に対応する技術情報等の知識を備えており、大阪市オープンデータ基盤を改修することができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

I C T戦略室活用推進担当（活用推進グループ）（電話番号 06-6208-7675）